

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和2年8月21日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区下鳥羽東芹川町54番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都第一交通株式会社 代表取締役 梅本 伸 電話075-601-5131					
主たる業種	道路旅客運送業				細分類番号	4 3 2 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26～28年度を平均の基準量に、平成31年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	社長をトップとした体制により、環境問題に対する意識の向上と徹底を図り、排出量削減に向けた取り組みを推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		1,776.8 トン	1,664.7 トン	1,538.1 トン	1,412.9 トン	-13.4 パーセント
	評価の対象となる排出の量		1,890.2 トン	1,664.7 トン	1,538.1 トン	1,412.9 トン	-18.6 パーセント
実績に対する自己評価		エコドライブ推進、ハイブリッド車を含む新車代替、事務所内の節電等により削減できた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	輸送車両	事業活動に伴う排出の量 (走行距離 万km)	3.43	3.41	3.48	3.45	0.49 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		エコドライブ推進、ハイブリッド車を含む新車代替により減少					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
			62.0 パーセント	62.0 パーセント	62.0 パーセント	62.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		エコドライブの励行、ハイブリッド車導入				
	(30)年度		エコドライブの励行、ハイブリッド車導入				
	(31)年度		エコドライブの励行、ハイブリッド車導入				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		定期健康診断後の保健指導において、エコ通勤を奨励した。(電車・自転車・徒歩)				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		自転車通勤する者が増えた。今後も継続して奨励する。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの			トン	トン	トン	
	地域産木材の利用によるもの			トン	トン	トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの			トン	トン	トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの			トン	トン	トン	
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの			トン	トン	トン	
合 計			0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。